

長期療養が必要な疾患等で定期予防接種を受ける機会を逸した方で
予防接種を希望される方へ

長期療養が必要な疾患等で定期予防接種を受ける機会を逸した予防接種を希望される場合は以下の手続きをお願いいたします。

1) 別紙(様式1)「長期療養が必要な疾患等で定期予防接種を受ける機会を逸した予防接種についての申請書」に必要事項をご記入の上、保健所予防課にご提出ください。

〔記入上の注意事項〕

- ・保護者が申請してください。
- ・主治医に「主治医意見記入欄」を記入してもらってください。
- ・予防接種の種類については、定期の予防接種に限ります。
- ・郵送での手続きを希望される方は、返送先を明記の上、82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。(住所と書類送付先が異なる場合は、余白に送付先が分かるようにご記入ください。) 郵送の場合、手続きには約1～2週間かかりますので余裕をもってお申し込みください。

2) 提出いただいた申請書に基づき、姫路市から接種に必要な書類を申請者に発行いたします。発行された書類を、接種時に医療機関にご提出ください。

※延長できる予防接種には年齢制限等があるものもあります。また、申請書の内容を審査しますので、すべてのご希望に添えることができない場合もございます。ご了承ください。

※申請書は定期予防接種の特例措置対象者に該当するかどうかを判断することを目的としています。申請の内容は姫路市、兵庫県、厚生労働省に報告されますので、ご理解ください。

〔問い合わせ・書類提出先〕

姫路市保健所 予防課

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

電話 (079) 289-1635

FAX (079) 289-0210